

# 平成 28 年度地方独立行政法人大阪府立病院機構障がい者就労施設等からの 物品等の調達推進方針

平成 28 年 3 月 28 日制定

## 1. 趣旨

この方針は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者及び在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

## 2. 調達目標

機構が障がい者就労施設等からの調達を推進する物品等の種類及び目標は別紙のとおりとする。ただし、別紙にない物品等についても、障がい者就労施設等からの調達可能性について検討のうえ調達に努めるものとする。

## 3. 調達の推進方法

- (1) 機構は、予算及び事務・事業の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等から物品等の調達を行うものとする。
- (2) 機構が前項の調達を行う場合において、受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する共同受注窓口については、契約上障がい者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障がい者就労施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、障がい者就労施設等からの物品等の調達に準ずるものとする。
- (3) 機構が物品等の調達に当たって仕様等を定める際は、調達目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、予定価格については、障がい者就労施設等の取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。
- (4) 発注は、可能な限り計画的なものとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (5) 障がい者就労施設等から調達することが可能な物品等の調達において、契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により随意契約によることができる場合は、当該物品等が複数の障がい者就労施設等から調達できることが明らかであるときを除き、契約事務取扱規程第 21 条第 2 項第 1 号に基づ

き比較見積を省略できるものとする。

#### 4. 調達方針及び実績の公表

- (1) 機構は、この方針を策定又は改正したときは、遅滞なくホームページにて公表するものとする。
- (2) 機構は、事業年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ホームページにて公表するものとする。

(別紙)

## 平成 28 年度障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

### ○ 調達目標

平成 28 年度においては、調達実績額が前年度を上回るよう努める。

### ○ 優先的に調達する物品等

| 種 別    | 例 示                                 |
|--------|-------------------------------------|
| 物<br>品 | ①事務用品<br>用紙、ゴム印                     |
|        | ②小物雑貨<br>記念品、キャラクターグッズ、花苗           |
|        | ③その他の物品<br>菓子類                      |
| 役<br>務 | ①印刷<br>ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒 |
|        | ②清掃・施設管理<br>清掃作業、除草作業               |
|        | ③情報処理関係<br>データ入力・集計、テープ起こし          |
|        | ④その他の役務<br>書類の封入                    |

(参考)

### 調達先の分類

|                 |  |
|-----------------|--|
| 就労継続支援<br>A型・B型 | 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。    |
| 就労移行支援          | 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。      |
| 生活介護            | 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。 |
| 障害者支援施設         | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）                       |
| 地域活動支援センター      | 障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。                          |
| 小規模作業所          | 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。        |
| 共同受注窓口          | 受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。                                      |
| 特例子会社           | 障がい者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障がい者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。                   |
| 重度障害者多数雇用事業所    | 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。  |
| 在宅就業障害者         | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。   |
| 在宅就業支援団体        | 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体。   |